

# 加賀市におけるこども医療費等 助成事業現物給付方式の手引き (医療機関用)

～『石川県におけるこども医療費等助成事業現物給付方式の手引き』より～

平成27年8月  
加賀市健康福祉部子育て支援課

## 目 次

<b>第1章 加賀市における子ども医療費等助成事業について</b>	
1 事業の概要	2
2 現物給付制度の流れ	4
3 他の公費負担制度との関係	4
<b>第2章 受給者証について</b>	
1 公費負担者番号の構成	5
2 「自己負担金」欄について	5
3 受給者証の記載例	6
<b>第3章 医療機関における取扱いについて</b>	
1 現物給付の条件	7
2 自己負担金の徴収	7
<b>第4章 高額療養費の取扱いについて</b>	
1 被用者保険及び県内の国民健康保険の場合 (限度額適用認定証を提示した場合を含む)	8
2 他県の国民健康保険の場合	8
<b>第5章 医療費の請求について</b>	
1 医療費の請求先	9
2 請求の流れ	9
<b>第6章 レセプトの記載要領</b>	
1 レセプト作成にあたっての留意点	10
2 レセプトの記載事例	11
<b>Q &amp; A 編</b>	
1 自己負担金について	16
2 受給者証について	16
3 子ども医療費の請求について	17
<b>資料編</b>	
1 他市の公費負担者番号一覧	18
2 高額療養費の所得区分一覧 (70歳未満)	18
3 問い合わせ先一覧	19

## 第1章 加賀市におけるこども医療費等助成事業について

加賀市では、子ども及びひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進等を図るため、保険診療に係る子どもの医療費に対する助成制度を設けています。その助成方法は、平成27年9月診療分までは償還払い方式(※1)のみでしたが、平成27年10月診療分からは現物給付方式(※2)も行うこととなりました。

償還払い方式では、医療機関の皆様が助成制度に直接関わることはありませんでしたが、現物給付方式では、保険診療の一部負担金額について受診者から支払いを受けることなく、市からこども医療費等助成相当額を医療費として支払いを受けるといった形で関わっていただくこととなります。

医療機関の皆様には本事業についてご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

また、これに併せてこども医療費助成の対象年齢を18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者を含む)までに拡大します。

本資料は、加賀市の現物給付方式の概要を説明するものです。医療機関等(保険医療機関様、保険薬局様)においては、今後の参考としてください。

- ※1 償還払い方式  
受診者が医療機関に対して、保険診療の一部負担金額を支払った後に、市に対して助成額の請求を行い、支払いを受ける方式。
- ※2 現物給付方式  
受診者が、受けた医療に係る保険診療の一部負担金額を医療機関に支払うことなく、市から医療機関に対して助成額分に相当する医療費を支払う方式。
- ※ 本手引きにおいては、「こども医療費助成」と「ひとり親家庭等医療費助成事業(児童分)」を合わせて「子ども医療費等助成事業」と表現しています。

### 1 事業の概要

#### (1) 現物給付方式とは

受診者は、医療機関の窓口で健康保険証とともにこども医療費受給者証を提示することにより、保険診療の自己負担分について窓口で支払うことなく医療サービスを受けることができます。

#### (2) 事業の実施主体

加賀市

## (3) 対象者

こども医療費助成	加賀市内に居住する18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども
ひとり親家庭等医療費助成 <small>※現物給付方式の適用は右で示す「児童分」に限ります。</small>	・加賀市内に居住する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障がいの状態にある者

※ ひとり親家庭等の「親」の医療費助成については現物給付の対象とはなりません。

## (4) 現物給付の対象となる医療費

入院	保険診療の一部負担金額（食事療養費は除きます）
通院	保険診療の一部負担金額
調剤	保険薬局における保険調剤の一部負担金額

## (5) 自己負担額

入院	無料
通院	無料
調剤	無料

## (6) 例外の取扱い

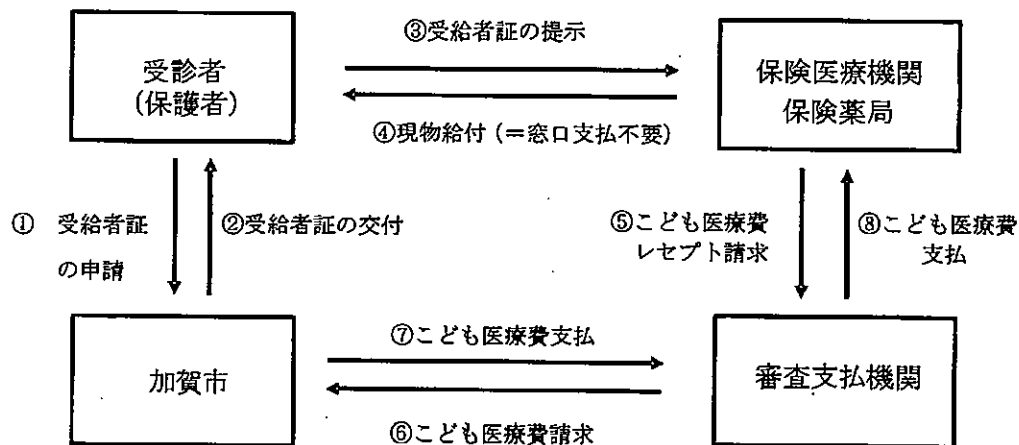
次の場合には現物給付の取扱いとなりません。

- ・ 医療機関で受給資格者証の提示がない場合
- ・ 健康保険が適用されない場合
- ・ 入院したときの食事療養費
- ・ 他の公費負担医療制度の適用を受ける場合
- ・ 交通事故等第三者行為による診療の場合
- ・ 学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

## 2 現物給付制度の流れ

加賀市における手続きの流れは、概ね以下のとおりとなっています。

### 【現物給付】



## 3 他の公費負担制度との関係

こども医療費等助成事業よりも、他の公費負担制度が優先します。また、他の公費負担制度との併用はできませんので、他の公費負担制度による自己負担金は、受診者が後日領収証を持って市町に申請する償還払いの扱いになります。

## 第2章 受給者証について

子ども医療費等助成の現物給付を行うには、加賀市が発行する受給者証が必要になります。医療機関の窓口では、受診の都度、受給者証の提示を求め、内容を確認していただくようお願いいたします。なお、受診者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願いいたします。

### 1 公費負担者番号の構成

公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されており、加賀市の場合は次のとおりです。

法別		都道府県		実施機関			検証
8	8	1	7				※

※ひとり親家庭等医療費助成の場合は法別「90」と表記されます。

法別番号(※)	子ども医療費(自己負担なし)「88」 ひとり親家庭等医療費(児童分)(自己負担なし)「90」
都道府県番号	石川県「17」
実施機関番号	加賀市「405」
検証番号	国で定めた計算式に基づいて算出される番号です。

※ 加賀市の場合、一定の障害のある18歳以上20歳未満のひとり親家庭等医療費(児童分)のみひとり親家庭等医療費助成の受給者証となります。

### 2 「自己負担金」欄について

自己負担金の表示は、以下のようになっています。

入院	・無料
通院	・無料
調剤	・無料(保険薬局における保険調剤)

3 受給者証の記載例

【こどもの受給者証（記載例）】

(こ) 医療費受給者証			
公費負担者番号		88174057	
受給者番号		〇〇〇〇〇〇〇	
受給者	住所	加賀市大聖寺南町二41番地	
	氏名	石川 一郎	男
	生年月日	平成15年4月15日	
自己負担金	通院	無料	
	入院	無料	
	保険調剤	無料	
有効期間 平成27年10月1日～平成32年3月31日			
発行機関名及び印			
		加賀市長 長之印 福祉	
交付年月日		平成27年10月1日	
*裏面の注意事項を必ずお読みください。			

自己負担金は市町によって異なりますので、受給者証を必ず確認してください

こども医療費の公費負担者番号が表示されています

有効期間の表記があります

【ひとり親家庭の子どもの受給者証（記載例）】

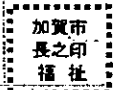
※一定の障害のある20歳未満の児童

(ひ) 医療費受給者証			
公費負担者番号		90174053	
受給者番号		△△△△△△△	
受給者	住所	加賀市大聖寺南町二41番地	
	氏名	加賀 太郎	男
	生年月日	平成8年5月10日	
自己負担金	通院	無料	
	入院	無料	
	保険調剤	無料	
有効期間 平成27年10月1日～平成28年7月31日			
発行機関名及び印			
		加賀市長 長之印 福祉	
交付年月日		平成27年10月1日	
*裏面の注意事項を必ずお読みください。			

ひとり親家庭医療費の公費負担者番号が表示されています

有効期間の表記があります

【ひとり親家庭の親の受給者証（記載例）】

<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; text-align: center; line-height: 20px;">ひ</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">医療費受給者証</div>		
公費負担者番号	*****	
受給者番号	△△△△△△△	
子ども	住所	加賀市大聖寺南町二41番地
	氏名	加賀 花子 男
	生年月日	平成15年4月15日
(摘要) 助成方法: 申請による償還払い		
有効期間 平成27年10月1日～平成28年7月31日		
発行機関名及び印		
加賀市長 		
交付年月日	平成27年10月1日	
*裏面の注意事項を必ずお読みください。		

ひとり親家庭の親の分は現物給付の対象ではありませんので「\*\*\*」で消されています

償還払いの表記があります

### 第3章 医療機関における取扱いについて

#### 1 現物給付の条件

こども医療費等助成事業において現物給付ができるのは、以下の項目を満たす場合に限りです。

- ① 石川県内の保険医療機関及び保険薬局での保険診療及び保険調剤
- ② 診療及び調剤の際に、受給者証を提示した場合

#### 2 自己負担金の徴収（自己負担金無料）

加賀市の場合、保険診療の一部負担金額（2割または3割）にかかる受診者の自己負担金は無料ですので、医療機関の窓口では、原則、一部負担金額以外の費用のみ受診者から徴収し、保険診療の一部負担金額については医療機関から審査支払機関に請求していただくことになります。

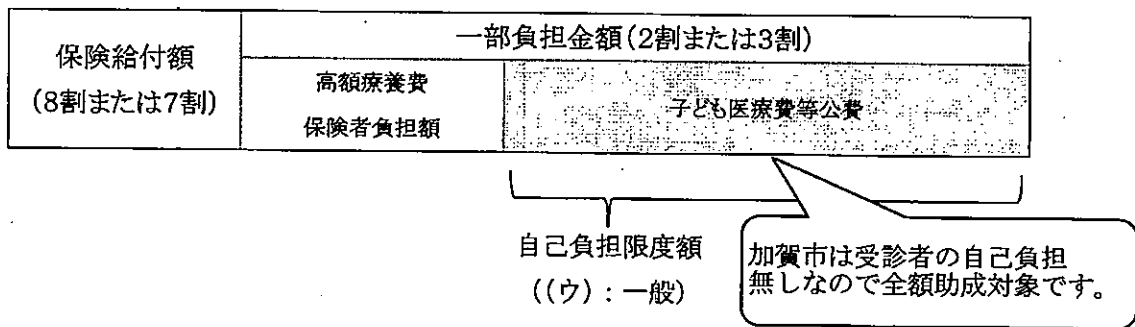


## 第4章 高額療養費の取扱いについて

高額療養費に該当する場合は、被用者保険では一律「(ウ)：一般」の所得区分、国民健康保険では「(ア)：上位所得、(イ)：上位所得、(ウ)：一般、(エ)：一般、(オ)：低所得」の所得区分で算定することが定められていますが、子ども医療費等助成事業においては、石川県内では医療機関の混乱を避けるため、すべて一律「(ウ)：一般」の所得区分で計算します。ただし、受診者が加入する一部の保険者では、限度額適用認定証の提示が必要ですので、ご注意ください。

### 1 被用者保険及び県内の国民健康保険の場合 (限度額適用認定証を提示した場合を含む)

被用者保険及び県内の国民健康保険に加入する受診者の高額療養費は、一律「(ウ)：一般」の所得区分で算定します。  
窓口での徴収額は子ども医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。



※ 国民健康保険の場合、受診者の実際の所得区分が「(ウ)：一般」以外の場合は、市と保険者間で高額療養費を後日調整します。

### 2 他県の国民健康保険の場合

国民健康保険のうち、県内市町国民健康保険と石川県医師国保組合(173013)を除く国保組合(いわゆる県外国保組合)に加入する受診者については、高額療養費が生じた場合に限度額適用認定証の提示がなければ現物給付ができません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内し、子ども医療費等の受給者証の提示と併せて、必ず限度額適用認定証の提示を受けてください。

その上で、高額療養費は「(ウ)：一般」の所得区分で算定することとなります。(第6章レセプトの記載事例6をご参照ください。)

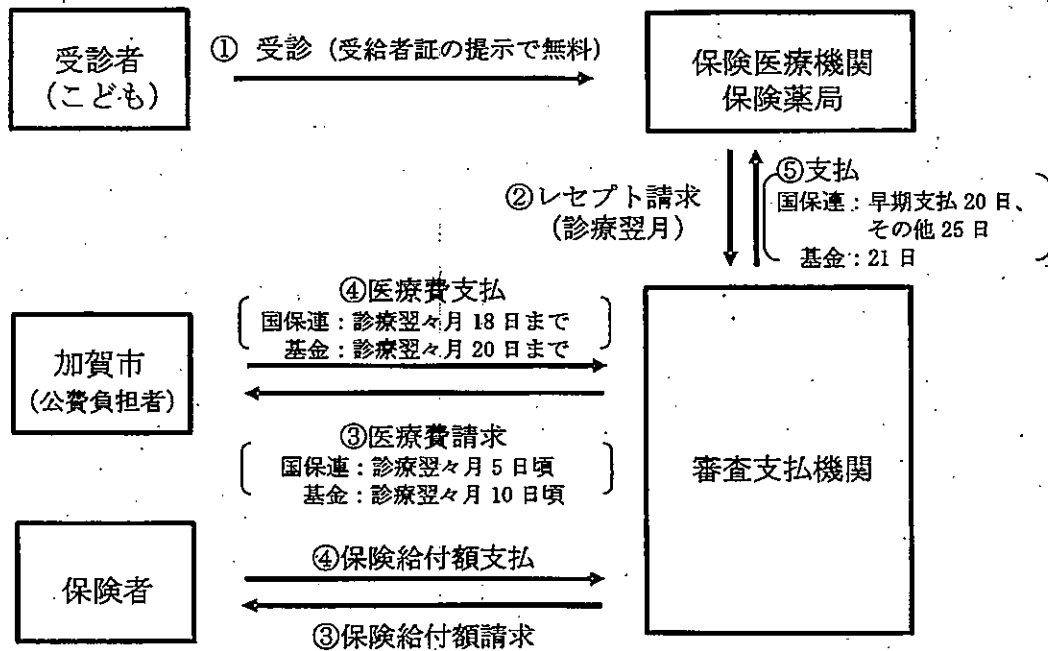
## 第5章 医療費の請求について

### 1 医療費の請求先

子ども医療費等公費については、審査支払機関（加入する保険が被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金石川支部、国民健康保険の場合は石川県国民健康保険団体連合会）に請求していただきます。

### 2 請求の流れ

#### 【現物給付】



- ① 受診者は、受給者証と健康保険証を医療機関に提示して受診します。
- ② 医療機関では、併用レセプトで医療費の保険給付額と子ども医療費等公費の請求とを併せて審査支払機関に行います。（他の公費との併用はしないでください。）
- ③ 審査支払機関では、併用レセプトの内容を審査の上、子ども医療費等公費と保険給付額を市と保険者に請求します。
- ④ 市と保険者は、審査支払機関からの請求を受けて子ども医療費等公費と保険給付額を支払います。
- ⑤ 審査支払機関は、市と保険者からの支払を受けて医療機関に子ども医療費等公費と保険給付額を支払います。

## 第6章 レセプトの記載要領

### 1 レセプト作成にあたっての留意点

- (1) 医療保険と子ども医療費等公費の併用レセプトで請求します。(他の公費との併用はしないでください。)
- (2) 子ども医療費等公費は、他の公費負担制度を優先します。他の公費負担制度を適用する場合は、子ども医療費等公費は適用されません。
- (3) 子ども医療費等公費の自己負担額は1円単位で記載します。
- (4) 加賀市の場合子ども医療費等公費の自己負担額は無料ですので、公費の一部負担金欄に「0円」と記載します。
- (5) 食事療養費の子ども医療費等公費の「請求」欄と「標準負担額」欄は「0円」と記載します。
- (6) 国民健康保険に加入する受診者について限度額適用認定証が提示された場合は、証に記載されている適用区分を必ず特記事項に記載します。

## 2 レセプトの記載事例

※以下の事例で示す「子ども医療費」の取扱いは「ひとり親家庭等医療費」(児童分)でも同様です。

### 事例1 通院の場合(医科・歯科：未就学児)

公費①	88174057	保険者番号	001700〇〇
公費②		診療実日数	保 3 日 ① 日 ② 日

療養の給付	保険	請求点	決定点	一部負担金額円
	公	1,400		
①		点	点	0 円
②		点	点	円

※歯科のレセプト様式は左記とは異なりますが、考え方は同じです。

※未就学児で例示していますが、小学生以上でも医療保険の負担割合以外の考え方は同じです。

#### 療養の給付の請求額

- ・医療保険  $1,400 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 11,200 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等自己負担額 0 円
- ・子ども医療費等公費  $1,400 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} = 2,800 \text{ 円}$

### 事例2 保険調剤の場合(調剤：未就学児)

公費①	88174057	保険者番号	001700〇〇
公費②		診療実日数	保 1 日 ① 日 ② 日

療養の給付	保険	請求点	決定点	一部負担金額円
	公	300		
①		点	点	0 円
②		点	点	円

#### 療養の給付の請求額

- ・医療保険  $300 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 2,400 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等自己負担額 0 円
- ・子ども医療費等公費  $300 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} = 600 \text{ 円}$

事例3 子ども医療費の対象とならない医療があった場合（医科・歯科）

この事例では、子ども医療費等公費の対象とならない医療（受給者証の提示なし等）が1日あります。その分の医療は子ども医療費等公費の対象となりません。

公費①	88174057	保険者番号	001700〇〇									
公費②		診療実日数	<table border="1"> <tr> <td>保</td> <td>3</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>日</td> </tr> </table>	保	3	日	①	2	日	②		日
保	3	日										
①	2	日										
②		日										
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額円									
	5,000											
	提示があった点 3,600	提示なしの診療分 点	円 0									
②	点	点	円									

提示なしの診療分  
1400点は印字なし

療養の給付の請求額

- ・医療保険 5,000点×10円×8割=40,000円
- ・子ども医療費等自己負担額 0円
- ・子ども医療費等公費 3,600点×10円×2割=7,200円
- ・公費外自己負担額 (5,000点-3,600点)×10円×2割=2,800円

※ 受診者が窓口で支払う額は、公費外自己負担額2,800円になります。公費外自己負担額の2,800円については、受診者が領収証を持って市役所の窓口で償還手続きをすることにより還付されます。

事例4 小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる医療を受けた場合（医科・  
歯科：未就学児）

この事例では、他公費である小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる医療  
が2日あり、子ども医療費等公費の対象となる医療が1日あります。

公費①	52178019	保険者番号	001700〇〇	
公費②	88174057			
		診療 実日 数	保	3 日
			①	2 日
			②	1 日
療養の 給付	保険	請求点	決定点	一部負担金額円
	公①	5,000 点	点	円
	公②	3,800 点	点	5,000 円
		1,200 点	点	0 円

療養の給付の請求額

- ・医療保険 5,000点×10円×8割=40,000円
- ・小児慢性医療自己負担額 5,000円（受給者証に示された上限金額）
- ・小児慢性医療公費 3,800点×10円×2割-5,000円=2,600円
- ・子ども医療費等自己負担額 0円
- ・子ども医療費等公費 1,200点×10円×2割=2,400円

※ 受診者が窓口で支払う額は、小児慢性医療自己負担額5,000円になります。  
小児慢性医療自己負担額の5,000円については、受診者が領収証を持って市  
役所の窓口で償還手続きをすることにより還付されます。

事例5 子ども医療費のみを適用し、高額療養費に該当する場合（医科）  
（被用者保険加入の未就学児。）

この事例では、限度額適用認定証の提示がなくても、一律「(ウ)：一般」の所得区分で高額療養費を算定します。

<b>公費①</b>	88174057			<b>保険者番号</b>	○○○○○○○○	
<b>公費②</b>						
<b>特記事項</b>						
				<b>診療実日数</b>	保	10 日
					①	日
					②	日

療養の給付	保険公① 公②	請求点	決定点	負担金額円	食事療養費	保険公① 公②	請求円	決定円	標準負担額円
		50,000					0	円	19,200
		点	点	0	円		円	円	円
		点	点		円		円	円	円

療養の給付の請求額

- ・ 医療保険 50,000 点 × 10 円 × 8 割 = 400,000 円
- ・ 子ども医療費等自己負担額 0 円
- ・ 子ども医療費等公費 50,000 点 × 10 円 × 2 割 = 100,000 円  
↓ 高額療養費「(ウ)：一般」区分適用  
82,430 円 - 0 円 = 82,430 円
- ・ 医療保険の高額療養費 100,000 円 - 82,430 円 = 17,570 円

食事療養費（子ども医療費等公費の対象ではありません）

- ・ 医療保険 640 円 × 30 回 - 260 円 × 30 回 = 11,400 円
- ・ 患者窓口負担 260 円 × 30 回 = 7,800 円

事例6 子ども医療費のみを適用し、高額療養費に該当する場合（医科）  
（他県扱いの国民健康保険加入の未就学児。）

この事例では、限度額適用認定証の提示（「適用区分（オ）：低所得」）を受けますが、「（ウ）：一般」の所得区分で高額療養費を算定します。

公費①	88174057	保険者番号		○○○○○○○○○			
公費②		特記事項		診療実日数			
		30区オ		保	10	日	
				①		日	
				②		日	

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額円	保険	請求円	決定円	標準負担額円
	公	50,000		82,430	食	19,200		6,300
	①	点	点	円	公	円	円	円
	②	点	点	円	①	0		0
					②	円	円	円

療養の給付の請求額

- ・ 医療保険  $50,000 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 400,000 \text{ 円}$
- ・ 子ども医療費等自己負担額 0円
- ・ 子ども医療費等公費  $50,000 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} = 100,000 \text{ 円}$   
↓ 高額療養費「（ウ）：一般」区分適用  
 $82,430 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 82,430 \text{ 円}$
- ・ 医療保険の高額療養費  $100,000 \text{ 円} - 82,430 \text{ 円} = 17,570 \text{ 円}$

食事療養費（子ども医療費等公費の対象ではありません）

- ・ 医療保険  $640 \text{ 円} \times 30 \text{ 回} - 210 \text{ 円} \times 30 \text{ 回} = 12,900 \text{ 円}$
- ・ 患者窓口負担  $210 \text{ 円} \times 30 \text{ 回} = 6,300 \text{ 円}$

※ 他県扱いの国民健康保険の場合は、特記事項欄に、限度額適用認定証に記載されている適用区分を必ず記載します。

※ この事例の場合、特記事項（「30区オ：低所得」）と負担金額（区分（ウ）：一般）が一致しないため、国保連合会が医療機関に連絡した上で修正します。なお、負担金額が一般の所得区分ではなく、特記事項欄に応じた負担金額となっても問題ありません。（被用者保険の場合は、事例5のように一律「（ウ）：一般」の所得区分の適用となりますのでご注意ください。）



## Q & A 編

### 1 自己負担金について（加賀市は自己負担金無料です。）

Q1 他の公費負担制度がある場合、子ども医療費の自己負担金はどのようになるのですか。

A1 他の公費負担制度を優先適用し、子ども医療費の現物給付の適用とはなりません（他公費との併用不可）。他の公費負担制度の自己負担金を窓口で支払い、領収書を持って市役所に申請する償還払いとなります。

ただし、特定の疾病にのみ適用される公費であって、当該公費が適用される医療費以外の医療費については、子ども医療費の現物給付の対象となります。

### 2 受給者証について

Q1 受給者証の確認は、月初めに行えば同一月内は省略してもよいですか。

A1 こども医療費等助成事業では、受給者証が発行されている加賀市に居住（住民登録）することが助成要件の一つであるため、他の公費負担制度と比較すると、常時、資格喪失の可能性があります。このため、過誤の発生を防止する観点から、必ず受診の都度、受給者証と住所変更の有無を確認してください。受診時に受給者証を確認できない場合は、償還払いで取り扱ってください。

Q2 受診者が受給者証を忘れて持参しなかった場合の自己負担金はどのように扱うのですか。

A2 受給資格者証の提示がない場合は、子ども医療費等公費を適用せず、保険診療の一部負担金額（2割又は3割）を徴収することとなります。なお、受診者は後日市役所で償還手続きを行うこととなります。

Q3 月途中で加賀市からB市へ住居を移した場合、受給者証はどのような取り扱いになるのですか。

A3 他市町へ住居を移した場合は、転出日もしくは転入日の前日をもって受給者証の効力が喪失されますので、B市の受給者証の提示がない場合は保険診療の一部負担金額の徴収をお願いします。なお、医療機関のシステム

により1レセプトに複数の公費負担者番号を設定できない場合は、B市の受給者証による受診は償還払い対応としてください。

**Q4 受給者証の有効期間はどのように設定されていますか。**

A4 加賀市の場合は平成32年3月31日までとなります。(有効期間は市町によって異なりますので、受給者証の有効期間の記載をご確認いただくようお願いいたします。)

### 3 子ども医療費の請求について

**Q1 子ども医療費の請求はどこに、どのように行うのですか。**

A1 子ども医療費の請求は、加入している保険が国民健康保険の場合は、石川県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金石川支部へ、医療保険と公費(子ども医療費)の併用レセプトにより行っていただきます。

**Q2 受給資格がなかった場合などは、レセプトが返戻されるのですか。**

A2 「受給者証を確認しなかった(受給資格がない)」や「受給者証の有効期間を経過していた」など、明らかに医療機関側の確認ミス等が原因による過誤については、レセプトを返戻する場合がありますのでご注意願います。

**Q3 子どもの加入する保険者の所在地は、石川県外でも問題ありませんか。**

A3 保険者の所在地は関係ありません。

ただし、国民健康保険のうち、県内市町国民健康保険と石川県医師国保組合(173013)以外の県外保険者で高額な療養に該当する場合、限度額適用認定証の提示がない場合は現物給付の対象となりません。

入院等で医療費の高額療養費の算定が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内してください。なお、高額な療養に該当しない場合は通常の手続きができます。

## 資料編

## 1 市町別公費負担者番号一覧

(H27. 7. 31 現在)

市町名	公費	法別		都道府県		実施機関			検証
輪島市	子ども ひとり親	8	8	1	7	4	0	6	5
能美市	子ども ひとり親	8	8	1	7	4	1	2	3
金沢市	子ども	8	9	1	7	4	0	2	3
	ひとり親	9	1	1	7	4	0	2	9
白山市	子ども ひとり親	8	8	1	7	4	1	1	5
加賀市	子ども	8	8	1	7	4	0	5	7
	ひとり親	9	0	1	7	4	0	5	3
小松市	子ども	8	8	1	7	4	0	3	2
	ひとり親	9	0	1	7	4	0	3	8
宝達志水町	子ども	8	8	1	7	4	8	4	2
	ひとり親	9	0	1	7	4	8	4	8
珠洲市	子ども	8	8	1	7	4	0	7	3
	ひとり親	9	0	1	7	4	0	7	9
川北町	子ども ひとり親	8	8	1	7	4	5	5	2
かほく市	子ども	8	8	1	7	4	1	0	7
	ひとり親	9	0	1	7	4	1	0	3
津幡町	子ども	8	9	1	7	4	6	4	3
	ひとり親	9	1	1	7	4	6	4	9
内灘町	子ども(就学前)	8	8	1	7	4	6	8	5
	(就学後)	8	9	1	7	4	6	8	4
	ひとり親	9	1	1	7	4	6	8	0

※ 上記以外の現物給付導入予定市町の公費負担者番号は、決まり次第順次お知らせする予定です。

### 3 問い合わせ先一覧

#### 《子ども医療費等助成制度について》

	担当課	住所	電話	FAX
石川県	少子化対策監室 子育て支援課	金沢市鞍月 1-1 石川県庁 10 階	(子ども医療費) 076-225-1424  (ひとり親家庭等 医療費) 076-225-1421	076-225-1423
加賀市	子育て支援課	加賀市大聖寺南町ニ 41	0761-72-7856	0761-72-7797

#### 《子ども医療費等の請求について》

所 属	住 所	電 話	FAX
社会保険診療報酬支払基金 石川支部	金沢市元菊町 16-15	076-231-2299(代)	076-231-2295
石川県国民健康保険団体連 合会	金沢市幸町 12-1	076-261-5191(代)	076-261-5190